



「でんさい一括ファクタリング」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、お客さまの決済事務効率化および円滑な資金調達の支援を目的として、2017年11月30日（木）より、三井住友信託銀行（取締役社長 橋本 勝）との提携による「でんさい一括ファクタリング」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

「でんさい一括ファクタリング」は、でんさい^{*}の買取りサービスです。商取引に基づき支払企業が発生させたでんさいを三井住友信託銀行が代理受領し、ファクタリング会社へ譲渡することで納入企業（受取企業）はでんさいの契約の有無に関わらず期日前でもでんさいを資金化することができます。

なお、期日前に資金化できるという意味では従来の「でんさい割引」と同じですが、「でんさい割引」が支払企業・納入企業双方の信用力によって割引率が決定するのに対し、「でんさい一括ファクタリング」では、納入企業が支払企業の信用力のみで資金を調達できるメリットがあります。

また、このサービスはノンリコース（非遡及型）につき、ファクタリングを利用して期日前に資金調達を行った後にでんさいが不履行となった場合でも、納入企業に返済を求められることがないことも大きな特長です。

支払企業にとっても本サービスを利用することで、でんさいへの切替えが進むことによる事務負担の軽減や、自社の信用力を活かした納入企業への資金調達手段の提供による取引先との関係強化が期待できます。

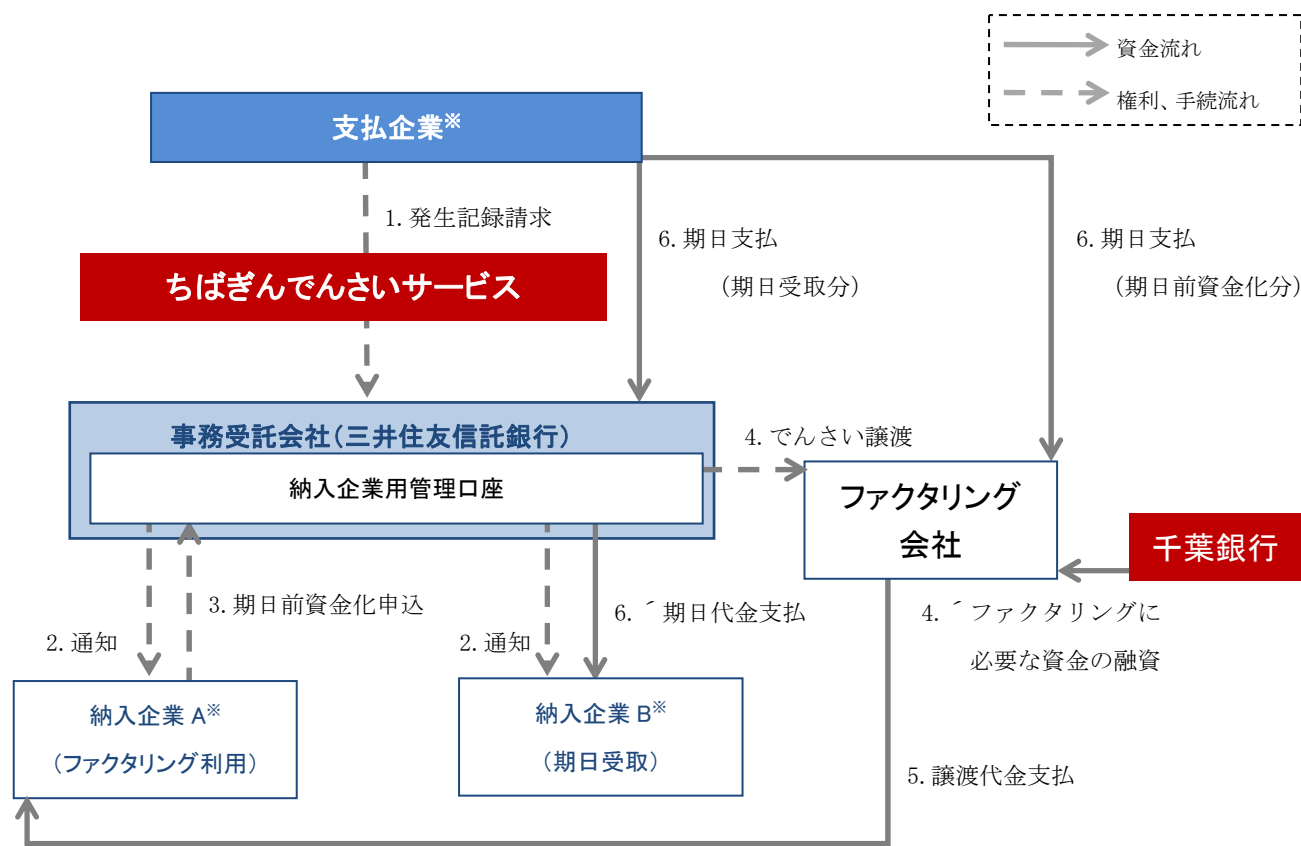
【「でんさい一括ファクタリング」のご利用対象者】

支払企業	納入企業（受取企業）
以下の全てを満たすお客さま ①当行で「でんさい」の契約がある ②上場企業・公開企業及びこれに準ずる ③多くの納入企業と取引をしている	支払企業に売掛債権を保有しているお客さま ※でんさい契約がなくても本サービスをご利用いただけます。

※全国銀行協会が設立した電子債権記録機関（でんさいネット）で取り扱われる電子記録債権のこと。オンライン上で債権の発生や譲渡ができるため、手形や小切手に代わる新たな決済手段として注目されている。全国の金融機関で利用が可能。

以 上

【「でんさい一括ファクタリング」スキーム図】



※支払企業または納入企業は、それぞれ事務受託会社及びファクタリング会社と3者間契約を締結する必要があります。

1. 支払企業は商取引に基づき納入企業に対し、ちばぎんでんさいサービスを利用して「でんさい」を発生させます。
2. 事務受託会社が納入企業の代わりに「でんさい」を受取り、事務受託会社は納入企業あてに支払を通知します（でんさいを既に利用している納入企業に対しては、取引金融機関からでんさいの発生が通知されます）。
3. 納入企業が期日前に資金化を希望する場合には、事務受託会社はその旨申込みを行います。
4. 事務受託会社は申込内容を確認し、「でんさい」をファクタリング会社に譲渡します。当行は支払企業の信用力に基づきファクタリング会社に対して必要な資金を融資します。
5. ファクタリング会社は、融資金を譲渡代金として納入企業に送金いたします。
6. 支払企業は「でんさい」の期日に事務受託会社またはファクタリング会社に対して資金決済を行います。

以上